

2022年6月14日

株主各位

大阪府大阪市浪速区難波中一丁目12番5号
株式会社QLSホールディングス
代表取締役社長 雨田 武史

募集新株予約権（業績連動型新株予約権）の行使条件追加に関する取締役会決議公告

当社は、2022年4月15日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社QLSホールディングス第2回新株予約権（業績連動型新株予約権）（以下、「本新株予約権」という。）の行使条件を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の変更の効力発生日は2022年6月29日としております。

また、当該行使条件の変更は、本新株予約権の割当後に行われるため、本新株予約権の新株予約権者（以下、「新株予約権者」という。）全員と、行使条件変更に対する合意書を締結しております。

記

1. 変更の理由

当社は、2022年3月14日開催の取締役会において、当社取締役、監査役、よび当社子会社の取締役に対するストック・オプションとして株式会社QLSホールディングス第2回新株予約権を発行することを決議し、2022年4月16日に発行しております。

本新株予約権は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として発行されました。新株予約権者による当社の業績向上に対する意欲や士気をさらに高めるべく、本新株予約権に「新株予約権の割当てを受けた者は、発行会社の株式が東京証券取引所 TOKYO PRO Market 以外の金融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。」という条件を追加するため、本新株予約権の内容を変更するものであります。

2. 行使条件を変更する新株予約権

第2回新株予約権（2022年3月14日の取締役会決議）

3. 変更の内容

QLS ホールディングス第2回新株予約権について

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2023年3月期における、当社が提出した発行者情報（有価証券報告書を作成している場合、有価証券報告書とする。以下同じ）に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ）において、経常利益の額が200百万円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の経常利益の判定において、権利確定条件付き有償新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。</p> <p>②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発</p>	<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2023年3月期における、当社が提出した発行者情報（有価証券報告書を作成している場合、有価証券報告書とする。以下同じ）に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ）において、経常利益の額が200百万円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の経常利益の判定において、<u>権利確定条件付き有償新株予約権</u>に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した<u>株式報酬費用控除前の修正経常利益</u>をもって判定するものとする。</p> <p>②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④新株予約権の割当てを受けた者は、<u>発行</u></p>

<p>行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p><u>会社の株式が東京証券取引所 TOKYO PRO Market 以外の金融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。</u></p> <p>⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。</p>
--	--

以上